

様式第3号（第2条関係）

（表面）

第 号  
年 月 日

様

堺市保健所長



専用水道布設工事確認申請に係る通知書

水道法第33条第1項の規定により 年 月 日付で申請のあった  
専用水道布設工事の設計は、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合しない・  
申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないの  
で通知します。

施 設 名 称	
施 設 設 置 場 所	
適 合 し な い 事 項	
判 断 す る こ と が で き な い 理 由	

(裏面)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。